

○九州地方整備局告示第94号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年5月27日

九州地方整備局長 金尾 健司

第1 起業者の名称 熊本県

第2 事業の種類 一般国道266号改築工事（大矢野バイパス・熊本県宇城市三角町三角浦字山川地内から同市三角町三角浦字志水地内まで）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県宇城市三角町三角浦字山川、字村ノ上及び字志水地内
- 2 使用の部分 熊本県宇城市三角町三角浦字村ノ上及び字志水地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県上天草市大矢野町登立字筒之浦地内から宇城市三角町三角浦字志水地内までの延長3,602mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道266号改築工事（大矢野バイパス）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道266号改築工事（大矢野バイパス）」（以下「本体事業」という。）と、本体事業の施行により阻害される一般国道の従来機能を維持するための改築工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である熊本県は、既に本件事業を開始している。また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、熊本県は本件区間について認可を受けている。

さらに、本件区間は、指定区間外であること及び熊本県内に存することから道路法第13条第1項の規定により熊本県が道路管理者となるなどの理由から、

起業者である熊本県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道 266 号(以下「本路線」という。)は、熊本県天草市を起点とし、上天草市、宇城市等を経由して同県熊本市に至る延長約 157.2 km の主要な幹線道路である。

本路線が通過する熊本県上天草市及び天草市(以下「天草地域」という。)は、漁業が盛んな地域であり、水産品の輸送道路としての役割を果たしている。また、本路線沿線地域住民の通勤、通学等にも利用されている。さらに、「熊本県地域防災計画(平成 26 年度)」に基づく緊急輸送道路ネットワークの一部として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)に定める道路幅員、最小曲線半径、最急縦断勾配を満たさない区間が存在するほか、現道は、天草地域と熊本県内の他の市町村を結ぶ唯一の陸路であるにも関わらず、災害危険箇所や線形不良箇所等が存在し、自然災害等による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、現道における災害危険箇所、線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備され、現道の機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成 17 年 3 月及び平成 18 年 3 月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施している。また、計画交通量の見直し及び上記の調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成 27 年 2 月に、任意で環境への影響の照査等を実施している。その調査等の結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているマルテンスマツムシ、シノミミミガイ、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、コガタガムシ、ウラナミジャノメ本土亜種、マサゴハゼ、イボウミニナ、ハクセンシオマネキ等が、植物については、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ、カノコユリ等が確

認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、マルテンスマツムシ、シイノミミミガイ、マサゴハゼ、イボウミニナ、ハクセンシオマネキについては、工事に伴い発生する濁水の直接流出の防止措置を講じ、生息環境の維持・保全に配慮しながら工事を実施することとしている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### （3）事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、現道の機能を代替することで、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第 1 種第 3 級の規格に基づき、2 車線の自動車専用道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、中間ルート案（以下「申請案」という。）と、北側ルート案及び南側ルート案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は他案に比べ用地面積は中位であるものの、宅地面積及び支障物件は最も少ないこと、橋梁等構造物の延長が最も短く施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道改築工事及び市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

### （1）事業を早期に施行する必要性

3（1）で述べたように、現道は災害危険箇所、線形不良箇所等が存在し、自然災害等による通行止めが行われているなど、できるだけ早期に現道の機能を代替する本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、沿線自治体の長からなる熊本天草間幹線道路整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 熊本県宇城市役所